

資料2

令和2年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間 改善神奈川県地方協議会」の実施事項について

重点取組事項について①

(1) 対象輸送分野の選定について

(通達内容)

各地方協議会事務局は、検討の対象とする「対象輸送分野」を次の（ア）～（エ）のいずれかより選定すること。

（ア）令和元年度に実施した待機時間等に関する調査結果に基づき、待機時間が特に長い輸送分野。

（イ）過去の実証事業のフォローアップを実施する必要があると考えられる輸送分野。

（ウ）昨年度地方協議会で取り組んだ「加工食品」等の中で、ガイドラインで示した『今後の取組みの方向性』に沿って取組を行う輸送分野。

（エ）国土交通本省が主導して行う「飲酒・酒」又は「生鮮食品」の輸送分野。

(神奈川県地方協議会としての取組)

昨年度の協議会において対象輸送分野として「加工食品」を選定、関係する運送事業者及び荷主企業に対して、労働時間実態調査（アンケート調査）を行い、取りまとめを行っている最中であったことから、昨年度の取組を継続し、（ウ）を選定した。

(2) 対象輸送分野の関係者の参画について

(通達内容)

各地方協議会事務局は、地方協議会に現在参画していない荷主企業所管省庁の地方支分部局や荷主団体等について、地方協議会への参画を働きかけること。

(神奈川県地方協議会としての取組)

今年度については、昨年度から継続した取組であることや、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、新たな委員の参画を働きかけることはせず、今後の取組に併せて、荷主企業所管省庁や荷主団体等に当協議会への参画を働きかけていくこととする。

重点取組事項について②

(3) 対象輸送分野の関係者等へのヒアリングについて

(通達内容)

各地方協議会事務局は、地方協議会委員の所属する団体の会員事業者や地方協議会に参画する関係者等に対するヒアリングを通じて、荷主と運送事業者の実取引における実態や未解決の課題についての把握・整理を行うこと。

(神奈川県地方協議会としての取組)

対象輸送分野（加工食品）に係る実態や課題を把握整理するため、関係する運送事業者及び荷主企業にアンケート調査及びヒアリングを実施し、調査結果について「神奈川県地方協議会における加工食品輸送に関する労時間等実態調査 調査結果（資料4）」として取りまとめを行うとともに、運送事業者等への周知を図っていくこととする。

(4) 新たな実証事業について

(通達内容)

実証事業の実施を希望した各地方協議会事務局は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りになった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、荷主や運送事業者と協同して、各地方の状況に応じた課題解決の方策に向けた実証事業を実施すること。

(神奈川県地方協議会としての取組)

新たな実証事業については、国土交通本省における調整の結果、「酒・飲料」の輸送分野について東京都地方協議会が実施することが決定した。実証事業の結果は「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン事例集」へ追加掲載予定のため、その際は周知することとする。

(通達内容)

(神奈川県地方協議会としての取組)

令和3年度も、引き続き、神奈川県トラック協会の会員企業のうち令和元年度、令和2年度の説明会に出席していない事業場、②同会員企業以外の事業場を対象に、神奈川県内の各労働基準監督署において説明会を開催し、法制度の周知に加え、具体的な取組事例の紹介を行いながら理解の促進を図っていくこととする（参考資料2参照）。



新型コロナウイルス関連①

各種支援メニュー等の周知について

(通達内容)

各地方協議会事務局は、エッセンシャルワーカーとして物流を支えている運送事業者に対して赤羽国土交通大臣のメッセージを紹介するなど謝意を表明するとともに、全日本トラック協会が作成した「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」や雇用調整助成金をはじめとした各種支援メニューについて周知を行うこと。

(神奈川県地方協議会としての取組)

各事務局のホームページにて、対策ガイドライン、各種支援策、相談窓口等を掲載。今後も各種セミナー等の機会を通して、運送事業者等への周知を図っていくこととする。

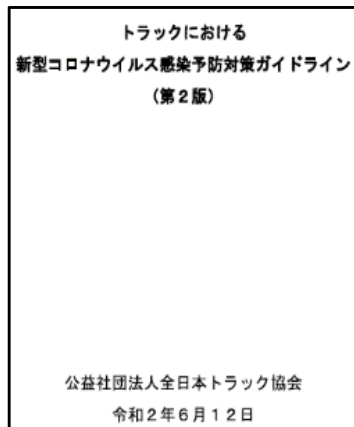
各事務局における新型コロナウイルス情報掲載ページ

- 神奈川運輸支局・関東運輸局ホームページにて「新型コロナウイルス感染症対策情報」を掲載
(<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kansensho/coronavirus.html>)
⇒対策相談窓口の設置等
- 神奈川県労働局ホームページにて「新型コロナウイルス感染症に対する各種支援策（特別労働相談窓口の設置、各種助成金等）のご案内」を掲載
(https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/news_topics/topics/20200408_00001.html)
⇒雇用調整助成金の案内等
- トラック協会にて「新型コロナウイルス関連情報」を掲載
(<https://www.ita.or.jp/>)
⇒新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等

新型コロナウイルス関連②

新型コロナウイルス関連ガイドライン

「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインガイドライン（第2版）」 【R2.6策定】



⇒全日本トラック協会作成。
トラック運送業界における
新型コロナウイルス感染予
防対策として、実施すべき
基本的事項について整理

⇒<https://www.jta.or.jp/info/coronavirus/guideline2nd.pdf>

「新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル」 【R2.6策定】



⇒全日本トラック協会作成。
「トラックにおける新型コロナ
ウイルス感染予防対策ガイ
ドライン」第2版（令和2年6
月）をベースに、職場におけ
る感染症対策を分かりやすく
解説

⇒https://www.jta.or.jp/info/coronavirus/manual/jta_manual.pdf

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 事業者の皆様へ」 【R2.12.9更新】



⇒経済産業省作成。
経営相談、資金繰り支
援、給付金等の一覧

⇒<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf?20201209>

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 事業者の皆様へ（貨物運輸業経営者）」 【R2.8.4更新】



⇒経済産業省作成。
貨物運輸業経営者が支援を受
けられる場合について

⇒https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/07_kamotsu_flyer.pdf

標準的な運賃について①

標準的な運賃の周知について

(通達内容)

「標準的な運賃」（令和2年4月24日告示）について地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

(神奈川県地方協議会としての取組)

下記のとおり周知を行ってきたが、今後もセミナー等の開催を通じて運送事業者及び荷主への周知を図っていくこととする。

- 令和2年10月29日 標準的な運賃 説明会を実施（神奈川県民ホール）
- 令和2年12月11日 標準的な運賃 原価計算セミナーを実施（神奈川県トラック会館）
- 令和2年12月15日 日本経済新聞への広告掲載
- 令和2年12月中旬 荷主向けリーフレットの作成

セミナー等の様子



・令和2年10月29日(木)実施
「標準的な運賃」普及セミナー



・令和2年12月15日(火)
日本経済新聞(朝刊・全国版)



・荷主向けに標準的な運賃を解説した
リーフレット

標準的な運賃について②

標準的な運賃の趣旨・目的

標準的な運賃は、ドライバーの労働条件(賃金・労働時間等)を改善し、持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進

標準的な運賃の設計

運賃表の種類	● 距離制及び時間制の2種類の運賃表を策定。
地域差	● 人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック(10ブロック)単位で運賃表を策定。
車型	● 代表的なバン型の車両を前提。
車種	● 代表的な分類として以下のとおり設定。 ・小型車(2トンクラス): 最大積載量2トン以下の車両 ・中型車(4トンクラス): 最大積載量2トン超かつ車両総重量11トン未満の車両 ・大型車(10トンクラス): 中型車(4トンクラス)を超える車両(トレーラー(20トンクラス)を除く。) ・トレーラー(20トンクラス): 牽引車と被牽引車とを連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの
対象となる運送契約	● 一般貨物自動車運送事業における代表的な運送契約として、運送事業者が車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提。
元請・下請の関係	● 標準的な運賃の計算に当たっては、いわゆる元請事業者の備車費用等については考慮せず、実運送を行う場合に要する原価について計算を実施。
運賃と料金の考え方	● 原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとし、運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金(積込・取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、フェリー利用料等)については、運賃表とは別に項目のみ規定。

標準的な運賃について③

神奈川県(関東)の標準的な運賃(距離制)

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,070	10,360	13,430	17,280

標準的な運賃④

神奈川県(関東)の標準的な運賃(時間制、運賃割増率等)

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
			中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にあたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730
			九州	2,840	2,980	3,190	3,770
			沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

「ホワイト物流」推進運動

ホワイト物流の推進について

（通達内容）

各地方協議会事務局は、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、引き続き地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知及び参画の呼びかけを行うこと。

また、国土交通省が「『ホワイト物流』推進ポータルサイト」 (<https://white-logistics-movement.jp/>) を解説していることについて引き続き周知を行うこと。

（神奈川県地方協議会としての取組）

各種セミナー等において周知を行ってきたが、今後もセミナー等の開催を通じて、参画を呼びかけていくこととする。

- 令和元年10月30日 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮にむけたセミナー（神奈川県トラック協会）
- 令和2年1月23日 労働時間等説明会（神奈川県民ホール）
- 令和2年 2月3日 労働時間等説明会（厚木市文化会館）
- 令和2年12月1日 荷主事業者を対象とした荷役災害防止等講習会
- 令和2年12月10、17日 国土交通本省によるwebセミナー

「ホワイト物流」推進運動参画企業数

- 神奈川県内の企業では50社が自主行動宣言を提出（令和2年12月末現在）

ガイドラインの周知等について

(通達内容)

各輸送品目別に取りまとめられたガイドラインについては、各地方協議会においても地方協議会の委員や各輸送品目に係る業界団体等を通じた周知・浸透を図ること。

(神奈川県地方協議会としての取組)

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の各本省の担当課室の連名で令和2年6月に業界団体あて周知の依頼を行ったところであるが、神奈川県地方協議会としても、業界団体等を通じた周知のほか、セミナー等を活用してガイドラインの周知を図っていくこととする。



加工食品物流編

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001346091.pdf>



建設資材物流編

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001346887.pdf>



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001346889.pdf>



紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001346891.pdf>

「加工食品」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン②

各ガイドラインの概要

品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品	「1／3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在 - 多種多様な製品サイズが存在 ⇒ 複雑かつ長時間にわたる検品作業 ⇒ 長時間にわたる荷役作業	- 賞味期限の年月表示化等による検品作業の効率化 - QRコード等の活用による伝票情報の電子化 - パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化	- 事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等による検品レスの実現 - 物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進
建設資材	- 天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的 ⇒ トラックの荷待ちへの関心が薄い - 多種多様な製品を邸別に仕分け ⇒ 複雑かつ長時間にわたる検品作業	- 工事現場における事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」と「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進 - 運送と荷役の分離の推進 - 複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化	- 元請業者による物流へのマネジメントの強化 - 伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進
紙・パルプ (洋紙・板紙)	製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附帯作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着 ⇒ 低積載率での運行 ⇒ 附帯作業の実施による長時間労働	- 発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附帯作業の軽減等の対策を実施 - 発注者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進	- サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 - 共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進 - 荷役の機械化を推進
紙・パルプ (家庭紙)	- 製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない ⇒ 手荷役による長時間労働 - 製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難 ⇒ 家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品	- 発着荷主の連携によるパレット化 - 物流負荷を軽減させるコンパクト製品の切替	- サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進 - 消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進

運転者職場環境良好度認証制度の周知について

(通達の指示事項)

各地方協議会事務局は、令和2年秋に開始された本制度について、制度の認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が情報提供のためにウェブサイト (<https://www.untenshashokuba.jp/>) を開設しているところであり、多くのトラック運送事業者に申請していただけるよう、本制度について積極的な周知を行うこと。

(神奈川県地方協議会としての取組)

業界団体を通じた周知のほか、各種セミナー等の機会を活用して、制度の周知を図っていくこととする。

制度の概要

職場環境改善に向けた事業者の取組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者の人材確保の取組みを後押しすることで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

(1) 対象

自動車運送事業者(トラック事業者、バス事業者(乗合、貸切)、タクシー事業者)

(2) 審査要件

[1]法令遵守等、[2]労働時間・休日、[3]心身の健康、[4]安心・安定、[5]多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組み要件を満たすことにより認証。併せて、自主的・先進的な取組みを参考点として点数化。

(3) 認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会が認証実施団体として申請受付、審査、認証等の手続きを実施。

(4) 料金

審査料：5万円(税別)／1申請あたり ※インターネットによる電子申請の場合、3万円(税別)に割引

登録料：6万円(税別)／1申請あたり

(5) 認証結果等の活用(予定)

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

ポータルサイトの周知について

（通達の指示事項）

厚生労働省において、荷主・運送事業者・国民向けに、一昨年の9月に「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（<http://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp>）」を開設したところであり、地方協議会の場においても荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

（神奈川県地方協議会としての取組）

神奈川労働局では、ホームページやメールマガジンにてポータルサイトを掲載（リンク）し、荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供している。

引き続き、業界団体等を通じた周知のほか、各種セミナー、説明会等のあらゆる機会を活用し、運送事業者及び荷主への周知を図っていくこととする。

- 令和元年9月10日 荷主（県冷蔵倉庫協会）等を対象とした「労務管理等研修会」
- 令和元年10月30日 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮にむけたセミナー（神奈川県トラック協会）
- 令和元年12月9日 荷主等を対象とした「荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育講習会」
- 令和2年1月23日 運送事業者を対象とした「労働時間等説明会」（神奈川県民ホール）
- 令和2年2月3日 運送事業者を対象とした「労働時間等説明会」（厚木市文化会館）
- 令和3年1月12日 運送事業者を対象とした「労務研修会」
- 令和2年4月～令和3年1月 神奈川県内の労働基準監督署が開催した労働時間等説明会

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト②

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト

＜ポータルサイト トップ画面のイメージ＞（令和2年9月現在）

○主なコンテンツ

企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供。

荷主企業やトラック運送事業者が貨物運送の現状に関するチェックシートに回答することにより、自社の取り組むべき課題を抽出できるweb診断ツールを令和元年12月19日に追加。診断ツールの回答結果を分析した診断結果レポートを公開し、随時更新。また、本ポータルサイトの広報コンテンツ（ポスター、リーフレット）を令和2年7月21日に追加。

国民向け

トラック運転者の仕事を知るための情報や、トラック運転者の長時間労働改善のために「できること」や「やって欲しいこと」に関する情報などを提供。

国民・荷主企業向け周知用動画を令和元年12月19日に追加し、宅配ドライバーの「生の声」を紹介するコンテンツを令和2年3月17日に追加。

セミナー動画

令和元年度に実施した、トラック運転者の労働時間短縮の進め方のノウハウを広く荷主企業やトラック運送事業者に周知する（1）のセミナーの動画を公開中。

「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト（国土交通省）との連携

深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的として、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動についての情報を提供。

